

2. 地方公共団体に求められる視点

(1) 協働のメリットの認識

地方公共団体においては、より政策効果を高める手法の1つとして協働事業を位置づけることが必要であり、協働事業が地域づくり等への住民参加の促進といった役割を果たすことは重要な視点であるが、民間団体との協働そのものが目的ではないことを十分認識する必要がある。その上で、事業目的や内容等に応じて協働するメリットを確認し、協働事業を実施するのか、また、どのような民間団体と協働するのかを検討することが必要である。民間団体と協働するメリットとして、主に以下の3つが挙げられる。

第1は、地方公共団体だけでは知見や体制等の制約から限界が生じる分野・事業についても、民間団体との協働によって、実施が可能となる場合やより大きな成果を得られる場合があるということである。また、民間団体が先駆的に行っている事業を地方公共団体が評価して協働事業に移行していくケースも少なくない。上述のとおり、地方公共団体は人事異動が比較的早く、職員個人の知見の蓄積にも限界があり、担当する職員の数や活用できる予算の額にも制約があるため、あらゆる行政ニーズに十分対応しきれない面がある。例えば、住民への相談事業の実施や各種イベントの開催など極めて細やかなサービス提供や知見をもった人材が必要となったとき、民間団体が蓄積した専門的知識やノウハウ、人材を活用することによって、円滑かつ効果的な事業実施が可能となりうる場合が多いと考えられる。

第2は、地方公共団体が施策を進めるにあたり、住民ニーズを十分に反映させていくことが必要となるが、民間団体と協働することによって、この住民ニーズをよりの確かつ円滑に反映することが可能になるということである。民間団体は、住民全体ではないが住民の一角をなす存在であるとともに、常に住民や地域に密着して活動しているため、地方公共団体だけでは十分把握しきれない住民のニーズや意見についての蓄積がある。地方公共団体は、こうした民間団体の意見等について、幅広い住民の意向を反映したものであるかどうか留意しつつも、これを最大限尊重しつつ施策を実施していくことが有効であると考えられる。

第3は、民間団体との協働により、地域づくりへの住民の参加を促進することができるということである。よりよい地域づくりのためには、地方公共団体のみでなく、地域住民も積極的に参加していくことが望まれるが、地域住民でもある民間団体が地方公共団体とともに活動を行うことにより、他の住民がその活動に関心を持つとともに、住民の自発的な参加を促すという効果が期待できる。

(2) 民間団体への理解

協働事業は民間団体の活動や意見等を理解することから始まるという側面がある。民間団体の活動目的や内容等は様々であるが、社会的必要性の高い活動を行っている民間団体の活動やその意見等を地方公共団体が十分理解することが、バリアフリー化の推進という目的を効果的に達成するために、さらには、民間団体との協働事業を円滑かつ効果的に実施するために必要

であると考えられ、このため、日頃から、地域の民間団体の活動状況等に関する情報収集に努めるとともに、民間団体からの意見や提案等を積極的に施策に取り込んでいこうという取組姿勢を維持していくことが重要である。加えて、民間団体の側では、地方公共団体の実務や制度に精通していない場合が多く、常に民間団体の立場に立った情報の提供、制度の運用、手続きの見直し等に努めていくことが求められる。

また、協働事業はお互いの信頼関係が基礎となるものであり、これを円滑に実施するためには、地方公共団体と民間団体が対等なパートナーとして事業の企画段階から意見交換等を行いつつ協議・調整を進めていくことが必要である。民間団体はその体制や得意とする分野等が団体により様々であることや、お互いの認識のズレから事業の実施の段階で重大な問題が発生する場合もあることを考えると、この点は重要であると言える。

(3) 体制の整備

民間団体との協働事業の円滑な実施に向け、以下の3点について体制を整備することが必要である。

組織としての対応の強化

地方公共団体は人事異動が比較的早く、職員の専門的知識やノウハウの蓄積には限界が生じる場合がある。また、民間団体等の外部との関係を構築しても、異動に伴いその人的関係が絶たれてしまうことも多く、民間団体の中には、地方公共団体の人事異動が、協働事業の弊害となっているという指摘もある。一方で、地方公共団体の適切な組織運営のためには、ある程度の人事異動は避けられない。このため、人事異動に際して人的な関係やノウハウを十分引き継ぐことや専門的知識等の向上に努めることはもとより、協働に係る業務を組織としてフォローするよう努めることが求められる。

関係部局の十分な連携

地方公共団体におけるバリアフリー化の推進については、福祉や建築、街づくりなど関連する部局が多数あり、各分野の担当部局が個別に施策を推進するのみでなく、施策に応じてそれぞれが協調して実施した方がより効果的である場合が多い。バリアフリー化に係る民間団体の協働事業を進める場合についても同様のことが指摘できると考えられる。特に、民間団体には、行政のようないわゆる『縦割り』がなく、地域や住民といった視点から、関連部局の分担状況等を意識することなく複数の分野に跨る活動を一体的に進めている場合がほとんどである。その一方で、民間団体の体制等から考えて、関連する行政の部局への対応や調整等をすべて民間団体に行わせることは過度な負担を招く可能性が高く、民間団体の協働事業への意欲を失わせるおそれが高い。したがって、民間団体との協働事業を実施する際には、関連する分野の担当部局が十分連携しつつ、当該事業を円滑かつ効果的に実施することに主眼を置きながら、事業を実施することが望ましい。

事業の進め方の改善

地方公共団体と民間団体との協働の形態は様々あるが、地方公共団体、民間団体の多くが、お互いに得意な分野を担当しながら、目的達成のために協力していくことが重要であると考えている。しかし、実際に行われている協働事業をみると、地方公共団体側が財政的支援を行うのみで、実際の事業企画・実施の全てを民間団体に委ねてしまう場合や、逆に、事業内容等全てを地方公共団体が決定し、民間団体は単純にこれを実施するだけとなっている場合もある。状況に応じてこのような形態になることが最も合理的である場合も考えられるものの、本来、協働事業に係る地方公共団体と民間団体との関係は、いわゆる発注者・受注者の関係にとどまらず、対等なパートナーとしてお互いの長所や能力等を引き出し活用することにより、社会的必要性のある事業を円滑かつ効果的に実施し、より高い社会的貢献を目指すところにその本質があると考えられる。

例えば、地方公共団体の中には、民間団体からの事業提案を制度化するなど協働事業を積極的に活用しているところもある。これは、協働事業を取りまとめる部署を組織内に設置し、民間団体が提案した事業計画を当該部署が検討し、さらに担当部局と民間団体との調整を経て、財政的支援とともに担当部局も事業に関わりながら、民間団体が中心になって事業を実施するというものである。

したがって、協働事業を円滑かつ効果的に行い、地方公共団体、民間団体、地域社会のいずれもがそのメリットを享受できるようにするためには、協働事業の本質を改めて認識し、担当する職員の意識の向上を図るとともに、協働事業を施策の中に取り入れていくための積極的な仕組みづくりを進めることが望まれる。

